

## 令和8年度デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務 仕様書

### 1 事業名

令和8年度デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年2月28日までとする。

### 3 事業実施の背景

宇和島市中心部から四万十町窪川地区を結ぶ JR 予土線沿線（以下「予土県境地域」と言う。）の活性化に向け、サイクリングを活用した観光振興により交流人口拡大を図るため、愛媛・高知両県と沿線5市町（宇和島市、松野町、鬼北町、四万十市、四万十町）等が連携して「予土県境地域連携実行委員会」を組織し、各種振興施策に取り組んでいる。

予土県境地域（以下、「当地域」という。）の課題は、都市部からの利便性が低いことに加え、有力な観光資源であるサイクリングについて、サイクリスト以外の一般観光客への訴求が十分ではないことが挙げられることから、初心者でも気軽にサイクリングを楽しむことができる「散走」の魅力やレンタサイクルの利便性等に関する情報発信の強化が必要となっている。

なお、令和8年度においては、道の駅レンタサイクル利用件数として640件以上（道の駅ささいや広場、道の駅みま、道の駅森の三角ぼうし、道の駅虹の森公園まつのでの利用件数）を目標として設定している。

### 4 事業の目的

本事業は、サイクリング初心者層を主なターゲットとし、デジタルプロモーション等を通じて当地域における散走（以下「予土まち散走」という。）の魅力やレンタサイクルの利便性等を広く発信することにより、当地域を散走の適地として一層認知させ、当地域を訪れる観光客の増加につなげることを目的とする。

#### 予土まち散走の概要

散歩するようにゆっくり気ままに予土県境地域を自転車で巡り、「歴史・文化」「自然」「食」を楽しむ新しいサイクリングの手法である「散走」を切り口に当エリアを周遊する観光コンテンツ。

### 5 事業の実施主体

予土県境地域連携実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

（事務局：愛媛県 南予地方局 地域政策課）

### 6 主たるターゲット

四国4県（特に松山市、高知市）及び近隣県に在住する、サイクリング初心者層を主たるターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、前年度事業結果をもとに、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、実行委員会と受託者で協議の上、決定すること。

（参考）令和7年度に実施した事業の属性（Instagram フォロワー分析）

・性別 男性 61.8%、女性 38.2%

・地域（上位8地域）

・年代

年齢(歳)	男性 (%)	女性 (%)
18～24	2.7	1.2
25～34	10.0	6.9
35～44	9.0	10.2
45～54	15.2	9.7
55～64	17.5	9.1
65～	7.4	1.1
合計	61.8	38.2

愛媛県松山市	22.1%
愛媛県宇和島市	14.3%
高知県高知市	7.1%
愛媛県北宇和郡（松野町・鬼北町）	4.9%
愛媛県八幡浜市	3.2%
愛媛県今治市	3.1%
高知県四万十市	2.9%
愛媛県新居浜市	2.5%

## 7 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を円滑に実施すること。

- (1) Web サイトの制作
- (2) Facebook 及び Instagram アカウントの運用
- (3) フォトコンテストの開催
- (4) デジタル広告の実施
- (5) 独自提案

### (1) Web サイトの制作

#### ① コンテンツ企画・サイト設計

- (ア) 本事業の目的を踏まえたサイトコンセプトやコンテンツを企画すること。
- (イ) コンテンツの内容は、予土県境地域の観光スポットやモデルコース、レンタサイクルの情報に加え、その他本事業の目的に合致すると思われるものがあれば提案のうえ盛り込むこと。なお、別紙「スポット一覧」を参考に、対象となる8つの道の駅を起点としたエリア（宇和島、三間、鬼北、松野、西土佐、十和、大正、窪川）間のバランスに配慮すること。
- (ウ) 将来的なコンテンツの増加を想定し、ページ構造及びデザインにおいて拡張性を確保するとともに、改修時の負担軽減に配慮した設計とすること。
- (エ) 必要なページ構成を整理したサイトマップや各ページの情報配置及び導線を明確化したワイヤーフレームを作成すること。

#### ② デザイン制作

- (ア) スマートフォン閲覧を主とする利用環境を踏まえ、画面サイズに応じた最適なレイアウト設計を行うとともに、文字サイズ、行間、配色等に配慮し、視認性及び可読性を十分に確保すること。
- (イ) 写真素材を効果的に活用し、サイクリングの爽快感や地域の魅力が直感的に伝わるよう構成するとともに、視覚的訴求力の高いデザインとすること。なお、使用する素材（画像・動画）は受託者において用意することを基本とする。
- (ウ) 撮影スポットの選定などについては、実行委員会と協議の上決定すること。

#### ③ 構築

- (ア) 確定した設計及びデザインに基づき、サイトの構築を行うこと。
- (イ) 更新作業は受託者にて実施する前提で、保守性及び安定性に優れた構成とすること。
- (ウ) 表示速度及び動作安定性に十分配慮するとともに、各種ブラウザ及びスマートフォン環境において適切に表示されるよう検証を行うこと。
- (エ) Google アナリティクスによりアクセス解析可能な構成とすることとし、サイトの目的等を踏まえ、適切なキーイベント及び各種イベントについて受託者より提案を行い、実行委員会と協議のうえ設定すること。なお、計測に必要な各種タグの実装は、Google タグマネージャーを用いて行うこと（Google アナリティクスのプロパティおよびGoogle タグマネージャーのコンテナは実行委員会にて用意し必要な権限を受託者へ付与する）。

#### ④ サーバ及びドメイン設定

- (ア) サーバは日本国内に位置し、ISO27001 又は同等の認証を取得している事業者のものを基本とし、その他本サイト運営に必要なスペックを考慮のうえ受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- (イ) ドメインについては実行委員会で用意するものを利用すること。

#### ⑤ セキュリティ対策

- (ア) 通信の暗号化（SSL/TLS）を実施し、常時HTTPS化とすること。
- (イ) 適切なアクセス制限及びサーバ設定を行うこと。
- (ウ) 脆弱性対策を講じ、必要なセキュリティアップデートを適切に実施すること。
- (エ) 定期的にバックアップを取得し、障害時に迅速に復旧できる体制を確保すること。
- (オ) 実行委員会の情報セキュリティポリシーに準拠すること。



次利用許諾、個人情報の取扱いその他必要事項を明記した応募要項を作成すること。

(ウ)本コンテストは Instagram 上で実施すること。

## ② 運営

(ア)本コンテストの告知、応募受付、結果公表その他の情報発信は Instagram アカウント「予土まち散走 (@yodo\_cycling)」を通じて行うこと。

(イ)本コンテストの実施に際して必要なプロモーション活動を行うこと。

(ウ)本コンテストに関する問い合わせに対応すること。なお、判断を要する事項が生じた場合は、速やかに実行委員会へ報告し、協議のうえ対応すること。

(エ)応募期間終了後、対象となる全ての投稿を集計・一覧化すること。

## ③ 賞品の調達及び発送

(ア)本コンテストへの参加意欲を高めるような賞品を選定し、実行委員会の承認のもと必要量調達すること。なお、調達に係る費用は本委託料に含むものとする。

(イ)調達した賞品を適切に管理し、入賞者へ確実に発送すること。

(ウ)発送に際して取得した個人情報は、関係法令を遵守のうえ適切に管理すること。

## (4) デジタル広告の配信

### ① 広告配信計画の策定

(ア)目標数値については以下を下限とする。

・本業務で制作する Web サイトのエンゲージメントのあったセッション：3,000

※広告からの遷移先ページについては、実行委員会と協議のうえ決定する

(イ)本業務のターゲットに合致した媒体選定、配信手法、配信スケジュールを整理した広告配信計画を策定すること。

### ② クリエイティブの制作・入稿

(ア)各媒体の推奨サイズ及び仕様に適合したバナー画像若しくは動画を制作すること。

(イ)効果検証 (A/B テスト) を行うため、訴求軸の異なるクリエイティブ (画像・キャッチコピーの組み合わせ) を複数パターン制作すること。

(ウ)制作に必要な素材は、7 (1) 及び (2) の業務で収集する素材を活用すること。

(エ)制作したクリエイティブ案は、広告配信前に実行委員会へ提出のうえ承認を得ること (修正指示には柔軟に応じること)。

(オ)制作したクリエイティブおよび広告文 (タイトル、説明文)、リンク先 URL 等を、各広告配信管理画面へ正確に入稿・設定すること。媒体社の審査落ち等が発生しないよう事前に確認を行い、審査落ちした場合は速やかに修正対応を行うこと。

### ③ 広告配信の運用・管理

(ア)配信期間中の効果測定と、それに基づく入札単価やターゲットの調整を行うこと。

(イ)クリエイティブ毎の配信結果を分析し、反応の良いキャッチコピーやデザインの傾向を特定するとともに、成果の低いクリエイティブについては配信の停止または要素の組み換えを行うこと。

### ④ 広告配信結果の報告書作成

(ア)広告配信期間中において、途中経過の状況 (媒体毎の基本指標の集計、クリエイティブ別の反応比較、改善案等) をまとめた簡易な報告書を提出すること。なお、報告の頻度及び実施時期については配信期間や運用状況を考慮し、別途定める。

(イ)全配信期間終了後、最終的な広告配信結果を分析・整理した報告書を提出すること。

## (5) 独自提案

(ア)予土まち散走の認知度向上やレンタサイクル及び予土線サイクルトレインの利用促進に資する効果的な取組みがあれば提案すること。

(イ)実施に要する経費は、7 (1) ~ (4) の業務に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とし、最終的な実施事項は実行委員会と協議のうえ決定する。

## 8 見積経費

当該事業に係る所要経費を全て見積もること。

## 9 事業計画書及び事業実施報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成して実行委員会に提出することとする。
- (2) 受託者は、受託業務完了後、委託契約書に定める事業実施報告書を作成し、実行委員会の検査を受けることとする。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

## 10 再委託の可否

受託者は、受託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲内において、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 秘密保持

- (1) 当該業務に関して、受託者が実行委員会に提出した事業計画書等は、当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 当該事業に関しては、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、この契約終了後も同様とする。

## 12 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年 10 月 16 日愛媛県条例第 41 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は当該業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報を扱う場合は実行委員会と協議することとする。

## 13 著作権等の取扱い

- (1) 著作権者  
著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、実行委員会に帰属する。
- (2) 第三者への使用許諾  
第三者への使用許諾は、実行委員会が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
  - ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
  - ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
  - ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
  - ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議の上、処理することとする。

## 14 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけ、定期的に実行委員会へ進捗等報告すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。